

エ 産業廃棄物の処理を受託した者が処理を終了せずに管理票の写しを送付する行為等に対する規制の明確化（法第12条の4）

産業廃棄物の処理を受託した者が、当該処理を終了せずに又は最終処分を終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けていないにもかかわらず、管理票の写しを交付する行為が罰則の対象とされた。

オ 運搬受託者・処分受託者による管理票の記載項目の追加（規則第8条の22、規則第8条の24）

既に管理票に記載することとされていた運搬担当者又は処分担当者の氏名に加え、運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称も記載することとされた。

(2) 無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設（法第32条）

法人が無許可営業、不正営業許可取得、無許可事業範囲変更、不正事業範囲変更許可取得を行った場合の両罰の量刑について、不法投棄及び不法焼却と同様、1億円以下の罰金とされた。

(3) 廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設（法第25条、法第27条）

環境大臣の確認を受けない違法な輸出に関しては、通関手続きのための輸出申告、船積みの開始等の時点で未遂罪を問えることとされ、さらには、これらの行為以前の段階の行為（搬出予定地域への搬入等）においても、無確認輸出につながる危険性が客観的に認められれば、予備罪として罪が成立することとされた。未遂罪の量刑は、既遂罪と同様、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科とすることとされ、予備罪の量刑は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科とすることとされた。

(4) 廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑の引き上げ及び法人重課規定の創設（法第25条、法第32条）

廃棄物の無確認輸出に係る罪の量刑について、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科」から、不法投棄等の罪と同様、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」に引き上げられるとともに、法人の代表者、従業員等がその法人の業務に関して無確認輸出を行った場合の当該法人に対する両罰の量刑が1億円以下とされた。

(5) 許可の厳格化等

ア 不正の手段により許可を受けた者について許可の取消事由への追加及び罰則の創設（法第7条の4、法第9条の2の2、法第14条の3の2、法第15条の3）

不正の手段により許可を受けたもの等について、許可の取消しの対象とし、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科を科すこととされた。

イ 欠格要件に該当した許可を受けた者についての届出の義務付け及び罰則の創設（法第7条の2、法第9条）

廃棄物処理業者又は廃棄物処理施設設置者が欠格要件に該当した場合、環境省令に定めるところにより、その旨を行政に届け出ることが義務付けられた。違反したときは直罰（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科すこととされた。

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する個人について、産業廃棄物処理業・産業廃棄物処理施設設置の許可に係る欠格要件への追加（法第14条）

法人のみにかかる規定を削除し、法人及び個人に係るものとして新たに「暴力団員等がその事業活動を支配する者」が欠格要件として追加された。

(6) 運搬受託者・処分受託者による管理票の記載項目の追加（規則第8条の22、規則第8条の24）

運搬担当者又は処分担当者に加えて、運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称も記載することとされた。

(7) 産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者が再委託を行う場合の規制について（規則第10条の7、規則第10条の19）

中間処理産業廃棄物についても、一定の基準に従って再委託を行うことができることが明確化された。

平成18年改正分

平成18年4月1日

(1) 最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大及び算定基準の見直し（法第8条の5）

平成18年4月1日以降、全ての最終処分場に維持管理積立金制度を適用することとされた。また、維持管理積立金の算定基準についても、見直しが行われた。

平成18年7月1日施行

(1) 産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加（規則第8条の4の2）

ア 産業廃棄物に係る情報に変更が生じた場合の伝達方法に関する事項の追加

産業廃棄物処理の委託契約の有効期間中に、産業廃棄物の性状等が契約締結時の内容から変更が生じた場合、変更情報が産業廃棄物処理業者に適切に提供されるよう、変更に関する情報の伝達方法を産業廃棄物処理の委託契約事項に追加することとされた。

イ 廃パソコン、廃エアコン等のJIS C 0950に規定する含有マークの表示に関する事項の追加

廃パソコン、廃エアコン等の産業廃棄物のうち日本工業規格（JIS C 0950）に規定する含有マークが付されたものは、当該含有マークの表示に関する事項を産業廃棄物処理の委託契約事項に追加することとされた。

平成18年8月9日施行

(1) 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設（法第15条の4の4）

石綿を含む廃棄物の無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。）の認定制度が創設された。

① 認定の要件

- ・ 無害化処理の内容の基準に適合すること
- ・ 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準に適合すること
- ・ 無害化処理の用に供する施設の基準に適合すること

② 認定の法律上の効果

無害化処理認定制度は、認定を受けることで、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置に係る、都道府県知事又は市町村長の許可を取得する必要がなくなる。ただし、無害化処理の用に供する施設において無害化処理以外の処理を行う場合、別途処理業及び設置許可の取得が必要となる。

認定を受けた処理業者については、廃棄物の処理基準等が適用され、廃棄物収集運搬業者又は廃棄物処分業者とみなされる。

③ 認定の申請

- ・ 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の提出
- ・ 申請書等の告示・縦覧の実施
- ・ 関係自治体の長からの意見聴取、利害関係者の意見提出の機会の付与等の廃棄物処理施設の設置許可と同様の手続きをとることとなる。

④ 指導監督について

無害化処理認定を受けた者に対する指導監督として、認定を受けた者の当該認定に係る無害化処理に関する報告徴収（法第18条）、立入検査（法第19条）、改善命令（法第19条の3）、措置命令（法第19条の4、法第19条の5、法第19条の6）及び代執行（法第19条の7、法第19条の8）を環境大臣が行うこととされた。

平成18年9月30日施行

廃棄物処理施設の生活環境影響調査項目への地下水に関する調査の追加（規則第3条の2、規則第4条の3、規則第11条の2、規則第12条の3）

廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の項目に地下水への影響が新たに追加された。

平成18年10月1日施行

(1) 廃石綿等の対象範囲の追加（令第2条の4）

廃石綿等の発生源が拡大され、「建築物」から「建築物その他の工作物」となった。また、廃石綿等の対象に、「石綿が飛散するおそれのある断熱材及び耐火被覆材」が追加された。

(2) 石綿含有廃棄物の処理・保管基準の創設（令第3条、令第6条）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（以下、「石綿含有廃棄物」という）の処理について、「原則破碎禁止」等の個別の処理基準、保管場所においてその他の物と混合しない、覆い・梱包等の飛散防止措置を講じる等の保管基準が規定された。

(3) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の産業廃棄物処理施設への追加（令第7条、令第7条の2）

産業廃棄物処理の設置許可の対象施設に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設が追加された。

(4) 石綿含有廃棄物等に関する情報伝達等の追加

ア 帳簿、マニフェスト及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨の記載（規則第8条の4の2、規則第8条の5）

帳簿、マニフェスト及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとされた。

イ 石綿含有廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面の作成、最終処分場の廃止までの間の保存（規則第12条の7の3）

石綿含有廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとされた。

ウ 最終処分場の埋立処分終了届出及び廃止確認申請への石綿含有廃棄物等が含まれる旨の記載及び埋立位置を示す書類の添付（規則第12条の11、規則第12条の11の2）

最終処分場の埋立処分の終了の届出及び廃止の確認申請の際に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている場合はその旨を記載するとともに、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を添付することとされた。

エ 土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更命令（法第15条の19）

土地の形質変更を行う際に、石綿含有廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないようにするための必要な措置を講じていない場合は、都道府県知事等は土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとされた。

(5) 安定型産業廃棄物への溶融スラグの追加（令第6条）

安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に伴って生じた廃棄物（溶融スラグ）であって、重金属等による汚染のおそれがないものが追加された。

(6) 産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出（法第12条の3）

平成12年の法改正により、当面の間、産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出を要しないとされていたが、平成20年度から都道府県知事等に提出することが義務付けられた。

ただし、電子マニフェストを利用した分については、情報処理センターから都道府県知事等に報告されるため報告書の提出は不要となる。

平成19年改正分

平成19年4月1日施行

産業廃棄物処理業者の帳簿の記載事項の追加（規則第10条の8、規則第10条の21）

産業廃棄物処理業者の帳簿の記載事項として、「情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号」が追加された。

平成20年改正分

平成20年4月1日施行

(1) 事業系一般廃棄物である木くずの産業廃棄物への追加について（令第2条）

事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」が産業廃棄物として追加された。

平成22年改正分

平成22年6月8日施行

(1) 不法投棄等に係る罰則の強化等

ア 不法投棄等に係る法人に対する罰則の強化（法第32条）

不法投棄、不法焼却、無確認輸出、無許可営業及び許可の不正取得に係る法人重課の量刑について、1億円以下の罰金から、3億円以下の罰金に引き上げられた。

イ 公訴の時効期間の改正（法第32条）

法第25条の違反行為につき、法人又は人に対して罰金刑を課する場合、当該法人又は人に対する公訴の時効期間を、同条の罪についての公訴の時効期間（すなわち5年）と合わせることとされた。

平成23年4月1日施行

(1) 土地所有者等に係る通報努力義務の創設（法第5条）

土地の所有者又は占有者は、その所有等をする土地において、不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市長村長に通報するよう努めなければならないこととされた。

(2) 廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し（法第7条、法第7条の4等）

連鎖が生ずる場合を役員又は法人自身が廃棄物処理法上の悪質性が重大である行為により欠格要件に該当した場合に限定することとし、また、連鎖が生じた場合であっても、役員が欠格要件に該当したことに伴う許可の取消しは当該役員が役員を兼務する法人までに限定し、その後の連鎖が生じないこととされた。

(3) 廃棄物処理施設の定期検査制度の創設（法第8条の2の2、法第15条の2の2）

設置時に告示及び縦覧等の手続が必要である焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設について、設置の許可を受けた者は、当該施設について、定期的に都道府県知事の検査を受けなければならないこととされた。

(4) 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開（法第8条の3、法第9条の3、法第15条の2の3）

設置時に告示及び縦覧等の手続が必要である焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の設置者又は管理者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととされた。

(5) 最終処分場の適正な維持管理の確保

ア 維持管理積立金の積立て義務違反への措置（法第9条の2の2、法第15条の3）

廃棄物処理施設の設置者が維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は当該者の廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すことができることとされた。

イ 許可の取消しに伴う措置（法第8条の5、法第9条の2の3、法第15条の2の4、法第15条の3の2）

最終処分場の設置の許可を取り消された場合であっても、当該許可を取り消された者又はその承継人は、長期的な管理を要する最終処分場を設置したことに伴う一定の維持管理責任を引き続き有することとし、定期検査の受検や維持管理基準の遵守義務等の最終処分場に係る規定を適用することとされた。また、これに伴い、許可を取り消された者等が維持管理積立金を取り戻して維持管理費用に用いることができることとした。

ウ 行政代執行に係る維持管理積立金の取戻し（法第19条の7、法第19条の8）

市町村長又は都道府県知事が法第19条の7又は第19条の8に基づき自ら生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じた場合において、当該措置が特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長又は都道府県知事は、当該維持管理の費用に充てるため、維持管理積立金を取り戻すことができることとされた。

(6) 熱回収施設設置者認定制度の創設（法第9条の2の4、法第15条の3の3）

一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事の認定を受けることができることとされた。

(7) 再生利用認定等の特例認定制度に係る環境大臣の監督権限の強化等（法第9条の8、法第18条、法第19条）

環境大臣の認定に係る制度について、法律上変更の認定及び軽微な変更の届出義務（無害化処理認定制度については、変更の届出義務）を課し、これらの義務に違反したときを認定の取消要件に追加するとともに、環境大臣がこれらの者に対し報告徴収及び立入検査をすることができることとされた。

(8) 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制の創設（法第12条、法第12条の2等）

不適正な保管が行われる事案の多い建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、排出事業者が、当該産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行われるものに限る。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事へ届け出なければならないこととされた。

(9) 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化（法第12条）

排出事業者が、産業廃棄物の処理を委託する場合に当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが明確化された。

(10) 産業廃棄物管理票制度の強化（法第12条の3、法第12条の4、規則第8条の21の2）

管理票を交付した者は、当該管理票の写しを交付した日から5年間保存しなければならないこととされた。

また、産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、委託者が管理票を交付しなければならないこととされている場合において、管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととされた。ただし、電子マニフェストを利用できる運搬受託者又は処分受託者が、電子マニフェストを利用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた場合は、この規定は適用しないこととされた。

(11) 優良産業廃棄物処理業者認定制度の創設（令第6条の9等）

優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与することとされた。

(12) 産業廃棄物処理業者による委託者への通知の義務付け（法第12条の3、法第14条等）

産業廃棄物処理業者は、収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を委託者に対し通知しなければならないこととされた。

また、委託者である排出事業者は、当該排出事業者が上記の通知を受けたときは、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととされた。

(13) 廃棄物の輸入の許可の対象者の拡大（法第15条の4の5）

廃棄物の輸入の許可の対象者を拡大することとし、国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められる場合に限り、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができると認められる者も、輸入許可の対象者とする事とされた。

(14) 報告徴収及び立入検査の対象の拡大（法第15条、法第19条）

報告徴収及び立入検査の対象として、土地所有者等の関係者を、立入検査の対象として車両、船舶その他の場所を追加することとされた。

(15) 措置命令の対象の拡大（法第19条の4等）

廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集又は運搬が行われた場合及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われた場合についても、措置命令を発出することができることとされた。

(16) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

ア 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任（法第21条の3）

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととし、当該廃棄物の処理についての法の規定のうち、排出事業者に係る規定の適用については、元請業者を事業者とすることとされた。

イ 下請負人が行う保管に関する基準（法第21条の3）

下請負人が行う建設工事現場内での産業廃棄物の保管については、下請負人に産業廃棄物保管基準を適用し、その遵守を義務付けることとされた。

ウ 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外（法第21条の3）

環境省令で定める廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とした上で、産業廃棄物処理基準等を適用することとされた。

エ 下請負人が行う廃棄物の処理の委託（法第21条の3）

下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することとされた。

オ 元請業者に対する措置命令（法第19条の5）

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人により不適正処理が行われた場合であって、元請業者が適正にその処分を委託していなかったときは、都道府県知事は、不適正処理を行った下請負人に加え、当該元請業者に対しても、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとされた。

(17) 不法投棄措置命令の対象の拡大

多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設（法第33条）

処理計画を提出せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出し、又はその実施の状況の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者は、20万円以下の過料に処することとされた。